

第 2 回検討会における委員の主なご意見

- 諸外国で労働時間を通算するという制度が実際にどう運用されているのかという点について、文献では、労働者が申告する、使用者が照会できるとなっているが、それが実際にどう運用され、法が適用されているかという実態を解明しておくことが必要。
- イギリスの制度について、オプトアウトやそれ以外の合理的措置で、特に健康に関してどのような仕組みになっているのか。
- 副業・兼業の把握方法として、ドイツ、オランダ、フランスでは労働者に回答義務や報告義務を課したり、書面での証明を求めたりしているが、これらの具体的な内容について海外調査で確認すべきではないか。また、労働者がこうした義務を果たさなかった場合に、使用者が責任を免れることができるのか確認すべきではないか。
- 諸外国において、どの程度副業をしている者がいるのか示してほしい。また、海外調査では実態とあわせてどういう運用がなされているか、及びその課題について調査してほしい。実際に罰則を発動している例がどれくらいあるのかも含めて実態を明らかにして検討していくことが肝要ではないか。
- 副業の理由を見ると、金銭的な理由で副業をしている者の割合が高い反面、積極的な理由で副業をしている者も 2 割超いる。転職・独立や、本業の仕事の性格上、別の仕事をもつことが自然といったような労働者自身が働き方を選んでいるものを加えればかなり多いのではないか。
- 本業の月収が 30 万円以上の方が週 60 時間程度働いている状況であるが、このあたりの層がどのような理由で副業をしているのか。本業の収入別に副業の理由について、その割合を見るべきではないか。
- 副業をしている人について、本業と副業の合計した平均労働時間を見ると、本業が正社員の場合、週 57 時間程度と長いですが、それ以外は概ね週 48 時間以内に収まっており、思っていたより短い。
- 副業を 3 つ以上している人の平均実労働時間は週 60 時間を超えているが、この中に自発的に成長機会を得るためなどの理由で副業をしている人たちがどれくらいいるのか見ておきたい。副業の数、本業の収入、副業の理由をクロスした分析ができないか。
- JILPT 調査がどの程度代表性があるのか。母集団の状況を示したデータはあるのか。いろいろな観点から比較することで調査のバイアスが評価できるのではないか。

- 副業をしている人について、収入が低い者や企業規模が 30 人未満のところでは一定のボリュームがあることを考えると、ここに対してどういう措置が合理的かということを考える必要があるのではないか。
- 経済的負担を課すことによって法定労働時間制の維持を図ることを目的とする割増賃金規制の趣旨から考えると、兼業を促進していくということとの調整が難しくなってくるのではないか。